



長崎市労政だより



長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～令和元年8月30日号～

● 厚生労働省からのお知らせ

- 1 「働き方改革のヒント(働き方改革好事例集)」及び「働き方改革支援ハンドブック(2019年4月改訂版)」について
- 2 「過重労働解消のためのセミナー事業」について
- 3 令和元年度(第70回)全国労働衛生週間の実施について

● 長崎労働局からのお知らせ

- 4 「令和元年度 障害者就職面接会」の開催について
- 5 夏季における年次有給休暇の取得促進について

● 長崎公共職業安定所からのお知らせ

- 6 「求職者支援訓練にかかるリーフレット」について

● 九州経済産業局からのお知らせ

- 7 外国人材獲得・活用実践セミナーの開催について

● 福岡出入国在留管理局長崎出張所からのお知らせ

- 8 外国人の不法就労の防止について

● 長崎県からのお知らせ

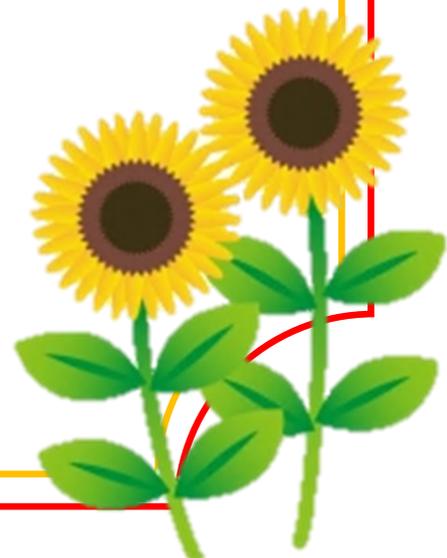
- 9 「労働相談情報センター」について
- 10 令和元年度「魅力ある職場づくり研修会」の開催について

● 長崎市からのお知らせ

- 11 保護者のための就職勝動セミナーの開催について
- 12 「アマランスフェスタ2019」の開催について
- 13 長崎市パートナーシップ制度導入について
- 14 女性のための起業連続講座「アマランス起業塾」について
- 15 長崎市手話言語条例について

● 「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業

- ・ 株式会社 中村工務店
- ・ 旭栄産業株式会社



1 「働き方改革のヒント(働き方改革好事例集)」及び 「働き方改革支援ハンドブック(2019年4月改訂版)」について

本年4月より、働き方改革を推進するための関係法律の整備する法律(平成30年法律第71号)が順次本格的に施行されること等を踏まえ、中小企業等の皆様に働き方改革を一層推進いただけるよう、働き方改革の好事例を集めた「働き方改革のヒント(働き方改革好事例集)」を作成しました。

「働き方改革支援ハンドブック」につきましても、本年4月に改訂し、内容を充実させておりますので、こちらも併せてご覧ください。

本ハンドブックについては以下のHPにも掲載しておりますので、ご確認ください。

厚生労働省HP「『働き方改革』の実現に向けて」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

ミラサポ「働き方改革への取り組み」

URL: <https://www.mirasapo.jp/workstyle/index.html>



お問い合わせ先

厚生労働省 労働政策担当参事官室

電話:03-3502-6726 (直通)

中小企業庁 経営支援課

電話:03-3501-1763 (直通)

2 「過重労働解消のためのセミナー事業」について

事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方などを対象に、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するための「過重労働解消のためのセミナー」における参加者を募集しています。詳しくは下記URL、または市の窓口に掲示しているチラシを参照ください。

過重労働解消のためのセミナー

URL: <https://partner.lec-jp.com/ti/overwork>

LEC 過重労働解消

検索



お問い合わせ先

厚生労働省委託「過重労働解消のためのセミナー事業」運営事務局

株式会社東京リガールマインド 公共事業本部

電話:03-5913-6085 FAX:03-5913-6409

3 令和元年度(第70回)全国労働衛生週間の実施について

厚生労働省では、国民の労働衛生意識の高揚および産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱してきました。

本年度も、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

のローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことにしましたのでお知らせします。

準備期間： 令和元年9月1日から9月30日まで

本週間： 令和元年10月1日から10月7日まで



4 「令和元年度 障害者就職面接会」の開催について

**障害をお持ちの方を対象とした障害者就職面接会を開催します！
この機会に、企業との情報交換、交流を行ってみませんか？**

【日時】 令和元年9月25日(水) 13:00～16:00
※12時受付開始

【場所】 長崎県立総合体育館(長崎市油木町7-1)

【対象】 ・障害者求人事業所
・令和2年3月新規学校卒業予定障害者
および障害者職業訓練修了予定者
・就職を希望する障害者
(公共職業安定所への求職登録者に限らない。)

お問い合わせ先

長崎労働局 職業安定部 職業対策課
電話095-801-0042



5 夏季における年次有給休暇の取得促進について

仕事休もっ化計画 始動！

暑い夏、メリハリを付けた働き方で人生を充実させませんか？



「年次有給休暇」とは

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。

労働基準法第39法において、労働者は、

- ・6か月間継続して雇われていること
- ・全労働日の8割以上を出勤していること

を満たしていれば、10日間の年次有給休暇が付与され、申し出ることにより取得することができます。(勤続年数、週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。)

仕事休もっ化計画

検索

お問い合わせ先

長崎労働局雇用環境・均等室
電話：095-801-0050
FAX：095-801-0051

6 「求職者支援訓練にかかるリーフレット」について

このたびハローワーク長崎は、令和元年度第3四半期開講の求職者支援訓練予定表を作成しました。市の窓口に、「求職者支援訓練にかかるリーフレット」を設置しておりますので、ぜひご覧ください。



お問い合わせ先

長崎公共職業安定所 職業相談第二部門
電話：095-862-8631

7 外国人材獲得・活用実践セミナーの開催について



日本企業の海外展開やイノベーションの創出等の促進のためには、多様な知見を有する高度外国人材の積極的な活用が有益と考えられています。

しかしながら、中小企業・小規模事業者においては外国人材受入に関する情報不足や社内体制の未整備等により、その活用が進んでいないのが現状です。

このため、高度外国人材の効果的な採用方法や活用方法、在留資格など改正された入管法に関する最新情報、実際の企業事例を学び、具体的に戦略を策定していくセミナーを開催いたします。

「高度外国人材」とは・・・

日本国内又は海外の大学などを卒業し、企業において研究者やエンジニア、海外進出等を担当する営業などに従事する外国人材を想定しており、特定技能・技能実習の在留資格での活動は含まれません。

【日時】 2019年9月19日(木) 13:30～16:30 ※13:00開場

【場所】 長崎ブリックホール 3階 会議室3・4・5 (長崎市茂里町2-38)

【対象】 高度外国人材の採用を検討したい・よりよく活用したい企業・団体の経営や採用に携わる方

【参加費】 無料

【定員】 40名

お問合わせ先

アールアドバンス株式会社 電話:03-6222-9855

8 外国人の不法就労の防止について



外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください！

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードは、所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、在留カードを確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。

市の窓口リーフレットを設置しておりますので、ご覧ください。

【不法就労となる3つのケース】

- ① 不法滞在者や被退去強制者が働くケース
- ② 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース
- ③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

担当部署

出入国在留管理庁

HP : <http://www.immi-moj.go.jp/>

9 「労働相談情報センター」について

長崎県では、賃金、労働時間、解雇・退職などの労働条件や労使関係など、労働問題全般について、働く方、経営者の方、双方からのご相談に応じています。

相談は、来所による相談、または電話による相談どちらでも結構です。お気軽にご相談ください。

また、市の窓口にはポスターとチラシを掲示していますのでぜひご覧ください。

○相談は無料、秘密は厳守します

○電話による労働相談(開設時間 月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く) 9:00~17:00)

フリーダイヤル:0120-783-258 電話:095-821-1457

フリーダイヤル:0120-783-369 電話:095-820-0166

○面談による労働相談

月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 9:00~17:00

○弁護士による特別労働相談

毎月第4水曜日(祝祭日を除く) 13:30~15:30

実施場所:県庁行政棟5階

※弁護士による相談は、事前予約が必要です。



お問い合わせ先

長崎労働相談情報センター
(県雇用労働政策課内)

電話:095-895-2714

FAX:095-895-2582

10 令和元年度「魅力ある職場づくり研修会」の開催について

長崎県では、誰もが働きやすい職場環境づくりのため、就業規則の作成や働き方改革関連法の対応等に関する研修会を下記のとおり開催します。

市の窓口にはチラシを設置していますので併せてご覧ください。

長崎会場

【日時】 令和元年9月4日(水) 10:00~12:00、13:15~15:15

【会場】 長崎県庁行政棟1階 大会議室(長崎市尾上町3-1)

【対象】 中小企業の事業主や人事労務担当者等

【内容】

①就業規則全般コース 講師:特定社会保険労務士 佐藤 信吾氏

②働き方改革対策コース 講師:特定社会保険労務士 森 伸男氏

※長崎会場はインターネットからも受講いただけます。

詳しくは、NぴかHPからご確認ください

→<http://n-pika.pref.nagasaki.jp/>



お問い合わせ先

長崎県産業労働部

雇用労働政策課

労政福祉班

電話:095-895-2714

FAX:095-895-2582

11 保護者のための就職勝動セミナーの開催について

★長崎市主催

保護者のための 就職勝動セミナー

入場無料



～お子さんの就活をしっかりサポートするために～

2019.10.19(土) [14:00~16:00]
開場 13:30～ 定員150名
長崎市立図書館 1階多目的ホール
長崎市興善町1-1 駐車場有り(有料、台数に限りあり)

大学生の保護者をはじめ、学生の就活に興味がある方はどなたでもご参加いただけます。

長崎市外の方も歓迎!

第1部 「変わりゆく就職活動環境。現在の状況とは？」
「就活に励むお子さんへのサポートのあり方とは？」
「就職先選びの視点や地元就職の良さとは？」
講師 土山 勇 氏 (株式会社マイナビ
メディカル情報事業部メディカル企画広報統括部 統括部長)

第2部 「地元企業で活躍する若手社員による本音トーク!」
「なぜ長崎で働こうと思ったの?」「今の会社の魅力は?」「仕事とプライベートの両立は?」など、
長崎で働くお母さんの気になる実態を掘り下げます!
その他、就職活動のお役立ち情報を盛り沢山でお届けします!

申込方法

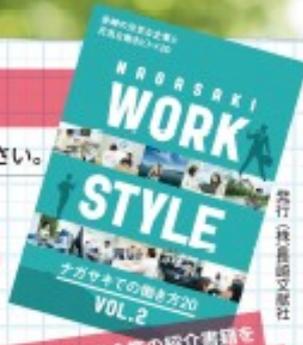
次のいずれかの方法でお申し込みください。

①あじさいコール

095-822-8888

※こちらの番号でお問合せも受け付けています。

②申込フォーム



来場者には、地元企業の紹介書類を
プレゼント!
※数量限定のため申込者に優先配布

その他、就職活動のお役立ち情報は、長崎市HPをチェック!



12 「アマランスフェスタ2019」の開催について

長崎市では、平成14年10月1日に「男女共同参画推進条例」を施行したことを記念して、毎年10月1日から10月7日までの1週間を「パートナーシップ推進週間」と定めており、期間中の男女共同参画に関する啓発活動の一環として毎年度「アマランスフェスタ」を開催しています。

今年度は、令和元年度10月5日(土)、10月6日(日)に「アマランスフェスタ2019」を開催します。10月6日(日)は、長崎ブリックホール国際会議場で、男女イキイキ企業の表彰と基調講演を開催します。いずれも無料です。表彰企業の取組みについては、企業の皆様におかれましても、大変参考になると思いますので、ぜひご来場ください。

日 時 10月6日(日) 午後2時～午後4時
場 所 長崎ブリックホール 国際会議場(長崎市茂里町2-38)
定 員 250人(先着申込順)
申込期限 10月4日(金)

○男女イキイキ企業の表彰

内 容 令和元年度男女イキイキ企業に決定した企業を表彰します。



※男女イキイキ企業とは

長崎市では、事業所や市民の皆さんの男女共同参画への意識を深めてもらい、女性の社会進出や仕事と家庭生活の両立を支援するため、平成20年度から男女の性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりを実践し、働く人も会社もイキイキしている事業所を「男女イキイキ企業」として表彰し、誰もが働きやすい職場づくりの取組みを紹介しています。

これまでに20社の企業を「男女イキイキ企業」として表彰しています。

※表彰対象となる取組み

- I ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- II 男女の人権に配慮した働きやすい環境づくり
- III 女性の積極的な登用や能力の活用

○基調講演【キッチンからはじまる家族の絆】

内 容 テレビ朝日「おかずのクッキング」やRKB毎日放送「たべごろ」のMC等多くのテレビ番組に出演するなど、料理研究家としてご活躍されているコウケンテツさんが、自身の経験をもとに食卓のありかたや食を通じた家族のコミュニケーションについてお話しします。



講 師
コウケンテツさん
(料理研究家)

※10月5日(土)はアマランス(市民会館1階)で、各種講座を開催します。

詳しくは長崎市ホームページ「アマランスフェスタ2019」をご検索ください。

お問い合わせ先

長崎市 市民生活部 人権男女共同参画室
電話:095-826-0026

13 長崎市パートナーシップ制度導入

長崎市では、どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められるよう、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築する必要があることから、性的少数者のカップルのお二人が、その関係性を市長に対して宣誓した事実を証明することで、性的少数者の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことを目的として長崎市パートナーシップ宣誓制度を導入します。

◆利用対象者◆

一方又は双方が性的少数者のカップルを対象にしています。

具体的には、戸籍上同性のカップルに限らず、同性カップルの中には、一方がトランスジェンダー（性同一性障害など）であることにより戸籍上は異性のカップルという例もあるため、様々なケースの性的少数者のカップルが対象となります。

◆制度の効果◆

この制度は、法律上の婚姻とは異なるため、相続や税制面など法律上の効果はありませんが、性的少数者のカップルが**ありのままの姿で社会の一員として認められるよう**、長崎市がその関係を尊重し、社会生活上の支障を軽減しようと支援することは、性の多様性が尊重される社会の実現に向けたひとつのステップとして意義があることです。

長崎市の行政サービスで手続きが可能になるものや、民間事業者の顧客向けサービスや従業員への福利厚生面において利用可能な事例も少しずつ増えてきています。制度の認知や理解がもっと広まることで、利用可能な手続きが増えていくものと考えています。

◆事業者の皆様へお願い◆

長崎市では、この制度の有効性を高めるために、事業者の皆様**に性的少数者のカップルが社会生活上直面している困難について知っていただき、パートナーシップ宣誓制度の趣旨をご理解いただいたうえで、事業活動の中に制度を取り入れていただきたい**と考えています。

【性的少数者のカップルが直面する困難に対する企業の取組みの例】

- ・スーパーマーケットでポイントカードの家族合算を申し入れたが、親族でないことを理由に拒否された。
→LGBTに配慮した商品・サービスの開発

【ビジネスの拡大】

- ・パートナーと挙式し、結婚祝金や結婚休暇を申請したが、配偶者ではないことを理由に認められなかった。
→福利厚生の適用範囲拡大等、人事制度の改定

【働きやすい社内環境の整備による生産性の向上】



お問い合わせ先

長崎市 市民生活部 人権男女共同参画室
電話：095-826-0026

14 女性のための起業連続講座「アマランス起業塾」について

【日程・テーマ・講師】

回	月日	時間	テーマ	講師
1	9月14日 (土)	10:00~12:00	女性が起業する時に考える5つのこと	山口 由里子さん (起業支援コーディネーター)
2		13:00~15:00	知っておいたほうがいい女性起業家と法律の知識	季 泳勲さん (行政書士)
3	9月21日 (土)	10:00~12:00	お金をかけずに知名度UP! 起業時に知っておきたい広報戦略	竹内 章さん (ライティングコンサルタント)
4		13:00~15:00	超かんたん! 経営計画のしくみ	松村 秀史さん (中小企業診断士)

【場所】 アマランス研修室(長崎市魚の町5-1 市民会館1階)

【対象】 起業を考えている女性

【定員】 20名 ※4回とも出席できる方

【資料代】 1,000円(4回分)

【受講料】 無料

【申込期限】 9月13日(金)

【申込方法】 電話・窓口・市民会館のHP専用フォーム



お問い合わせ先

長崎市男女共同参画推進センター
アマランス
電話:095-826-0018

15 長崎市手話言語条例について

4月1日から「長崎市手話言語条例」が施行されました。

事業者は基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めていただきますようお願いします。

基本理念

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1)ろう者は、手話により意思の疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないこと。
- (2)ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合うこと。



お問い合わせ先

長崎市 障害福祉課
電話:095-829-1141

「長崎キラリ☆カンパニー」ご紹介企業

長崎ケーブルメディアで放送中の情報番組「ケーブルワイド
なんでんカフェ」の中で長崎地域のキラリ輝く企業を紹介して
います！放送は毎月第2火曜日です。これまでにご紹介した企業は、
長崎市ホームページやYouTubeでもご覧いただけます！



長崎キラリカンパニー 検索

お問い合わせ先

長崎市 産業雇用政策課
電話：095-829-1313

株式会社 中村工務店 様

(令和元年6月放送)

私たちの快適な暮らしのため、「家」のリフォームを手掛ける
株式会社中村工務店さん。

お客様の家にまつわる想いを大切に、様々な悩みや希望と
真剣に向き合って仕事に取り組んでいます。

現場では、営業・設計・工務の皆さんがチーム一丸となって
取り組んでいるだけでなく、若い社員の方が多く、明るい雰囲気
に満ちている職場です。そして、未経験者であっても先輩の
丁寧な指導を受けながら、経験を積んで成長できる先輩と後輩の深いつながりを感じることができる職場で
した。

社長さんをはじめ「長崎が大好き」、「長崎のために頑張りたい」という想いを抱いた方が和気あいあいと仕
事に取り組むキラリ☆カンパニーです。



旭栄産業株式会社 様

(令和元年7月放送)

建物の基礎工事や外壁工事の分野で長崎県下有数の実績を
誇り、長崎の街づくりの一翼を担っている旭栄産業株式会社さ
ん。

工事現場では若い社員の方が第一線で活躍しています。共に
作業を行う他の事業者の方と、仕事中や休憩中に活発に意見交
換する姿があり、信頼度の高さや社員の方々の魅力的な人柄を
感じました。気さくな方が多いため、社長と社員の距離も近く、風通しの良い雰囲気に包まれていました。

社員一人ひとりが高い意識をもって仕事ができる環境ということで、実際、現場で働く社員の意見を社長が
受け止め、実現に至った事例も多くあるそうです。

建設という大きな仕事を通して、建物内で暮らす方、働く方の生活を守るという熱い使命のもとで長崎の街
づくりに取り組むキラリ☆カンパニーです。

